

(2) 日常生活用具給付事業の変遷

資料4-2

		年度	昭和60年度	…	平成2年度～	平成12年度～	平成13年7月～	平成23年10月～	平成25年度～	平成30年度～	
		介護保険制度	—	…	—	介護保険制度（平成12年4月1日施行）→					
		名称	保谷市（※）				西東京市（平成13年1月21日合併）				
日常生活用具給付事業	自立支援 給付事業 日常生活用具	利用者負担金	/		…	/	10%	生活保護等を受けている者 0% 市民税非課税者 3% 上記以外の者 10%	生活保護等を受けている者 0% 上記以外の者 10%	/	
		対象者					65歳以上の高齢者で介護保険認定において非該当（自立）と認定された者				
	高齢者 給付事業 日常生活用具	利用者負担金	無償	…	生計中心者の所得に応じた割合（0%から100%まで）	/	生活保護等を受けている者 0% 市民税非課税者 3% 上記以外の者 10%	生活保護等を受けている者 0% 上記以外の者 10%			
		対象者	おおむね65歳以上のねたきり高齢者等	…	おおむね65歳以上のねたきり高齢者等		65歳以上の高齢者で介護保険認定において非該当（自立）及び要支援・要介護と認定された者	65歳以上の高齢者で介護保険認定において非該当（自立）と認定された者			

※平成25年度から「高齢者日常生活用具等給付事業」として一本化

(※) 保谷市の事業で要綱の確認ができていないもののみ掲載